

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 次に掲げる化学物質を第一種特定化学物質として追加指定すること。（第一条第一項関係）

一 ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。以下同じ。）又はその塩

二 ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。）

1 一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―
八―ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチルヨージド）

2 三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十―ヘプタデカフルオロデ
カン―オール（別名八・二フルオロテロマーアルコール）

3 炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限る。）を有する
化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアル
カン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの

第二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一の二の三の厚生労働省令、経済産業省令、環境省

令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する

法律施行令第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等（国家行政組織法第八条に規定する機関をいう。）の意見を聴くものとする事。 （第一条第二項関係）

第三 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、第一の一及び二について、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地等を定める事。 （第七条関係）

第四 次に掲げる用途を第一種特定化学物質を使用することができる用途として定める事。

（原始附則第三項関係）

一 第一の二の二について、令和七年十二月三日までの間、穿刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる「（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一）ヘプタデカフルオロデシル」オキシ」プロパン―ニ―イルメタクリラートの製造の用途

二 第一の二の1について、令和十八年十二月三十一日までの間、医薬品の製造に使用する「―ブromo―一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロオクタ―ン（別名ペルフルオロオクタチル―ブromid）の製造の用途

第五 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、第一の一及び二について、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めること。

(原始附則第四項関係)

第六 附則

- 一 この政令の施行期日について必要な規定を設けること。
(附則第一条関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。
(附則第二条から第五条まで関係)
- 三 関係政令について所要の改正を行うこと。
(附則第六条及び第七条関係)